この要領は、くまもと林業大学校人財づくり事業【長期課程(就業準備給付金)】 (以下「事業」という。)の実施に関し、緑の青年就業準備給付金事業実施要綱(平成25年(2013年)5月16日25林政経97号)、緑の青年就業準備給付金事業実施要領(平成25年(2013年)5月16日25林政経98号。以下「国実施要領」という。)、熊本県補助金等交付規則(昭和56年(1981年)熊本県規則第34号。以下「規則」という。)及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項(以下「要項」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第1 事業の目的

本県の成熟した森林資源を積極的に循環利用し、林業の成長産業化と森林管理の適正化を推進する必要があることから、くまもと林業大学校を設置し、林業に必要な技術と現場力を兼ね備えた即戦力となる人材や意欲と能力のある林業経営者など多様な林業担い手を育成・確保することとしている。

なかでも、新たな林業担い手となる人材を確保するためには、就業希望者の裾野を広げるとともに、新規就業者が定着できる環境を整える必要がある。そこで、くまもと林業大学校【長期課程】を受講する将来的に有望な人材として期待される青年に対する就業準備給付金(以下「給付金」という。)の給付を契機に、次世代のリーダーとなる優秀な林業担い手の育成及び確保を図る。

第2 事業の内容等

この事業は、第1の目的を踏まえ、事業実施主体となる熊本県林業労働力確保支援センターである公益財団法人熊本県林業従事者育成基金(以下「育成基金」という。)が、くまもと林業大学校人財づくり事業【長期課程】を受講する給付金受給希望者のうち、支給条件を満たす者への給付金の給付に対する助成措置を講ずるもので、その事業内容、補助対象経費については、別表のとおりとする。

第3 事業の計画

1 事業実施計画の作成

要項第3条の事業実施計画書は、国実施要領第2の6の(1)において定める様式によるものとする。

- 2 事業実施計画の承認
 - (1) 育成基金は、要項第3条の事業実施計画承認申請書を知事に提出するものとする。
 - (2) 知事は、要項第4条の規定による承認は、別記第1号様式により通知する。
- 3 事業実施計画の変更

事業実施計画の変更については、前1及び前2の(1)、(2)の規定を準用する。

第4 事業の実施に伴う手続

1 事業の実施

事業の実施については、第3の2による承認を受けた事業実施計画に基づいて実施するものとする。

2 補助金の交付申請

育成基金は、事業実施計画に基づき、規則第3条及び要項第6条に定める補助金等の交付申請書を作成のうえ、別記第2号様式による事業の内容及び経費の配分を添付し、知事に提出するものとする。

- 3 事業の着手
 - (1) 事業の着手は、原則として補助金交付決定に基づいて行うものとし、着手した場合は別記第3号様式による事業着手届を知事に提出するものとする。

- (2) 要項第9条の補助金交付決定前着手承認申請書は、別記第4号様式によるものとし、知事に提出するものとする。
- (3) 知事は、(2) により提出された承認申請書について、適当と認める場合、それを承認し別記第5号様式により通知する。

4 実施状況の報告

給付対象者から国実施要領第2の4の規定に基づく書類の提出があった場合は、その書類の写しを速やかに知事に提出する。

5 会計経理

補助対象事業費の経理は、費目ごとに整理し、他の経理と区分して行うものとする。

なお、補助対象事業費を含む全事業費を一括して経理する場合においては、補助対象事業費を明確に記載することとする。

第5 事業の完了に伴う手続

1 完了届

育成基金は、事業が完了したときは、速やかに別記第6号様式による事業完 了届を知事に提出するものとする。

2 県の完了検査

知事は、前項の事業完了届の提出があったときは、補助事業の適否について、 検査を行うものとする。検査については、補助金が適正に執行されているか完 了届及び育成基金に整備する出納簿等をもって行うものとする。

第6 実績報告

育成基金は、規則第13条及び要項第13条に定める実績報告書を作成のうえ、事業実績書(国実施要領第2の6の(3)のイにおいて定める様式)及び事業の内容及び経費の配分(別記第2号様式を準用)を添付し、知事に提出するものとする。

第7 補助金等の請求

要項第15条第2項の規定による補助金等の概算払請求には、別記第7号様式を添付するものとする。

附則

この要領は、平成28年(2016年)4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和元年(2019年)4月1日から施行する。

別表

事 業 内 容	補助対象経費	事業実施主体
○くまもと林業大学校人財づくり事業【長期課程】を	就業準備給付	公益財団法人熊本県林業従
受講する給付金受給希望者のうち別紙就業準備給付	金、謝金、旅費、	事者育成基金
金の支給条件を満たす者に対する就業準備給付金の	事務等経費、委	(熊本県林業労働力確保支援
給付及び事業推進費	託費	センター)

別紙 就業準備給付金の支給条件(以下の要件を全て満たす者)

① 研修期間中

区分	内 容
対象年齢	実施年度の4月1日現在で、18歳以上50歳以下 ※43歳未満の者については、国費分から優先執行する。
研修計画	くまもと林業大学校【長期課程】に係る基準をもとに、自ら研修計画を作成し、承認申請 ができる者
就業状況	常用雇用の雇用契約を締結していない者
調査協力	□ 住所変更届:研修期間に転居した場合は、1カ月以内に報告

② 研修修了後(給付金受給後、次の内容に反した場合は、原則として給付金の一部又は全部を返還しなければならない。)

区分	内 容
調査協力	定められた報告を適切に行う者。また、「くまもと林業大学校」に関する調査を行う場合、これに協力する者。 ・定められた報告
就業条件	「くまもと林業大学校」【長期課程】修了後、林業分野※へ1年以内に就業し、以下の①又は②を満たす者。 ① 事業体へ就業する場合 □ 事業体と常用雇用の契約を締結 □ 2年以上就業 □ 年間200日間以上の林業就業(就業報告や作業日報) ② 自ら又は親元で林業経営をする場合 □ 年間200日間以上の林業活動(就業報告や作業日報) □ 2年以上就業 □ 以下のア又はイのいずれかに該当する者(農林業センサスより) ア. 権原に基づき育林又は伐採(立竹木のみを譲り受けてする伐採を除く)を行うことができる山林(保有山林)の面積が3ha以上の規模の林業(森林経営計画を策定している者、又は、5年以上継続して林業を行い育林又は伐採を実施した者に限る) イ. 委託を受けて行う育林もしくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業(ただし、素材生産については、1年間に200m3以上の素材を生産した者に限る)

なお、希望者が予算設定人数を上回る場合の給付金の支給については、自ら生計 を確保する必要があり生活費確保が必須の者を優先するなどを検討し決定する。

(参考) 「くまもと林業大学校」【長期課程】の申請資格

区分	内容
年齢	実施年度の4月1日現在で18歳以上50歳以下の者
林業経験	林業事業体、森林組合等で林業に従事した経験のない者(1年未満及び事務職は可)
自力通学	運転免許証を有するか、または長期課程開始までに取得予定で、県内の林業現場や特定の集 合場所へ自力で通える者
研修受講	特別な理由がある場合を除き、全ての研修を受講できる者 (特別な理由とは、原則として病気、怪我、近親者の葬式等で、研修管理者がやむを得ないと 判断した場合をいう。) なお、適切に研修を受講していないと判断された場合(例:研修での遅刻、受講中の居眠りなど、真面目に受講せず、知識の習得等をする努力をしていない場合等)は、受講を中止させる。

 第
 号

 年(
 年)
 月

 日

公益財団法人 熊本県林業従事者育成基金 理事長 様

熊本県知事
印

年度 (年度) くまもと林業大学校人財づくり事業【長期課程(就業準備給付金)】 計画承認通知書

年(年)月日付け第号で承認申請のあったこのことについて、 熊本県農林水産業振興補助金等交付要項第4条第1項の規定により、事業実施計画を承認したので通 知します。

別記第2号様式

2 事業の内容及び経費の配分

2 事未り四日及り配真り配					経	費	訳	予定工期		
事業種目		事業量 (研修日数、 給付対象者 数) 総事業費 (A)+(B)+(C)	補助金事業に 要する経費 (A) (円)	県 費 (A) (円)	市町村費 (B) (円)	その他 (C) (円)	着手予定 年 月 日 完了予定 年 月 日	備	考	
	小計									
	小計									
	小計									
	小計									
	小計									
合 計										

第 号 年(年) 月 日

钔

熊本県知事様

住 所 公益財団法人 熊本県林業従事者育成基金

年度 (年度) くまもと林業大学校人財づくり事業【長期課程(就業準備給付金)】 着手届

年(年)月日付け林振第 号で補助金交付決定のあった 年度(年度)くまもと林業大学校人財づくり事業【長期課程(就業準備給付金)】について、下記のとおり着手しましたのでくまもと林業大学校人財づくり事業【長期課程(就業準備給付金)】実施要領第4の3の(1)の規定により提出します。

理事長

記

事業内容	事 業 費 (円)	着手年月日 完了予定年月日	備考
(1) 就業準備給付金対象者数: 人 うち43歳未満: 人		年 (年) 月日年(年) 年(月日	

 第
 号

 年(
 年)
 月

 日

熊本県知事様

住 所

公益財団法人 熊本県林業従事者育成基金 理事長 印

年度(年度)くまもと林業大学校人財づくり事業【長期課程(就業準備給付金)】 補助金交付決定前着手承認申請書

このことについて、 年度 (年度)の事業実施計画に基づき、下記のとおり補助金交付決定前に着手しますので、熊本県農林水産業振興補助金等交付要項第9条の規定により申請します。

記

1 着手の理由

2 着手の計画

事 業 内 容	事 業 費 (円)	着 手 年 月 日 完了予定年月日	備考
(1) 就業準備給付金対象者数: 人 うち43歳未満: 人		年(年) 月 日 年(年) 月 日	

3 着手の条件

- (1) 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これの損失は事業主体が負担する。
- (2) 補助金交付決定を受けた補助金額が、補助申請額又は補助申請予定額に達しない場合においても 異議がない。
- (3) 当該事業については、着手から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わない。

別記第5号様式(第4の3の(3)関係)

第 号

年(年)月日

公益財団法人 熊本県林業従事者育成基金 理事長 様

熊本県知事

年度 (年度) くまもと林業大学校人財づくり事業【長期課程(就業準備給付金)】 補助金交付決定前着手承認通知書

年(年)月日付け第号で承認申請のあったこのことについて、 熊本県農林水産業振興補助金等交付要項第9条の規定により承認したので通知します。

 第
 号

 年(年)月日

熊本県知事様

住 所

公益財団法人 熊本県林業従事者育成基金 理事長 印

年度 (年度) くまもと林業大学校人財づくり事業【長期課程(就業準備給付金)】 完了届

年(年)月日付け林振第号で補助金交付決定のあった年度(年度)くまもと林業大学校人財づくり事業【長期課程(就業準備給付金)】について、下記のとおり完了しましたのでくまもと緑の新規就業支援対策事業(緑の新規就業支援研修事業)実施要領第5の1の規定により提出します。

記

1 完了の内容

事 業 内 容	事 業 費 (円)	着手年月日完了年月日	備考
(1) 就業準備給付金対象者数: 人 うち43歳未満: 人		年(年)月日	
		年(年) 月 日	

2 添付資料

・給付を証明する書類

別記第7号様式

	補	助金	概 算	払 請	求	为 訴	書		
事業種目		事業量	総事業費	補助金(A)	既受領額(B)		今回請求額(C	残高(A)-(B+C)	事業完了
		(研修日数、給 付対象者数)	円	円	交付金額 円	出来高 %	交付金額 出来 円	前 % 円	
	小 計								
	小 計								
	小 計								
	小 計								
合 計							しなり担告ない		

上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 職名 氏名